

質問第四三号

放射線防護及び避難指示解除に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年二月二十六日

福島みずほ

参議院議長 山崎 正 昭 殿

放射線防護及び避難指示解除に関する質問主意書

東京電力株式会社福島第一原子力発電所近隣地域における放射線防護及び避難指示解除について、以下質問する。

一 現在、「国際放射線防護委員会の二〇〇七年勧告」（以下「本件勧告」という。）における「緊急時被ばく状況」にある市町村はどこか。

二 現在、本件勧告における「現存被ばく状況」にある市町村はどこか。

三 事故直後、本件勧告における「緊急時被ばく状況」とした市町村はどこか。そのうち、本件勧告における「現存被ばく状況」に移行した市町村はどこか、また、どの時点で移行したか。

四 昨年十二月二十八日に解除された南相馬市の特定避難勧奨地点に関して、解除以前の時点では、本件勧告における「緊急時被ばく状況」、「現存被ばく状況」のどちらにあつたか。

五 国際放射線防護委員会（ICRP）の「原子力事故または放射線緊急事態後の長期汚染地域に居住する人々の防護に対する委員会勧告の適用」においては、「汚染地域内に居住する人々の防護の最適化のための参考レベルは、このカテゴリーの被ばく状況の管理のために Publication 103（中略）で勧告された

1~20mSvのバンドの下方部分から選択すべきであることを、委員会は勧告する」としているが、日本政府としてこの「参考レベル」は何ミリシーベルトに設定しているか。また、その設定値は適切であると考えているのか、政府の見解を示されたい。

右質問する。